

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり <small>(別途工事名: _____)</small>	<input type="checkbox"/> 調整項目 (<input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限する工種名 (_____) 施工時期及び施工時間 (_____)
	<input checked="" type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input checked="" type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（海上保安部） 協議完了見込み時期 (_____)
	<input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり	<input type="checkbox"/> 占用物件名 (<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 (_____))
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> その他 (_____)
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月頃)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 (_____)) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 (_____)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> その他 (_____)
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目 (<input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 (_____))
	<input type="checkbox"/> 施工方法等 (<input type="checkbox"/> 指定工法名 (_____))	<input type="checkbox"/> 施工方法等 (<input type="checkbox"/> 指定工法名 (_____)) <input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 施工時期 (_____)	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input checked="" type="checkbox"/> 調査項目 (<input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input checked="" type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input checked="" type="checkbox"/> 調査方法 (<input type="checkbox"/> 別途資料 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (別紙特記仕様書に記載))	<input checked="" type="checkbox"/> 調査方法 (<input type="checkbox"/> 別途資料 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (別紙特記仕様書に記載)) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> その他 (_____)
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> 別途協議)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数	<input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 <small>① 交通誘導警備員の人数は、概算数とし、設計変更の対象とする。</small> <small>概算延べ人数：交通誘導警備員 A : _____ 人 B : _____ 人</small> <small>② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する方が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</small> <small>③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。</small> <input type="checkbox"/> 積上げによる算出 <small>配置人員数（人）（うち交通誘導警備員A（人））</small> <small>（注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。）</small>
	<input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間 (_____)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間 (_____)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種 (_____)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 既存施設あり <ul style="list-style-type: none"> ・近接公共施設 (<input type="checkbox"/>鉄道 <input type="checkbox"/>電気 <input type="checkbox"/>電話 <input type="checkbox"/>水道 <input type="checkbox"/>ガス <input type="checkbox"/>その他 (_____)) ・近接施設 (<input type="checkbox"/>擁壁 (_____) <input type="checkbox"/>ブロック塀 <input type="checkbox"/>家屋 <input type="checkbox"/>その他 (_____)) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり <ul style="list-style-type: none"> ・制限を受ける工種 (_____) ・制限内容 (_____)
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 保安要員の配置 (_____)	<input type="checkbox"/> 保安要員の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故連報の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> その他（安全監視船）	<input checked="" type="checkbox"/> その他（別紙特記仕様書に記載）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 用地及び構造 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 安全施設 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> その他 (_____)

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合
令和7年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.2

明示項目	明示事項	条件及び内容
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり <input type="checkbox"/> 仮設備物の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 転用あり（回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
		<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ）
		<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり <p>① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日</p> <p>② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</p> <p>③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
建設発生土・産業廃棄物関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり <input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input checked="" type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> その他（泥上掘削機による整地 ）
		<input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。（ <input type="checkbox"/> 暫定運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> その他（ ） ）
		<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <p>【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合は他の項目（ ）に記入のこと。】</p> <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> 鋪装切断時の排水処理 <p>アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。</p> <input type="checkbox"/> 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 朔 <input type="checkbox"/> 別途協議 ）
		<input type="checkbox"/> 防護（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） <input type="checkbox"/> 前孔数量（ ） <input type="checkbox"/> 工法区分（ ） <input type="checkbox"/> 注入量（ ） <input type="checkbox"/> 材料種類（ ） <input type="checkbox"/> 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 材料関係（ ）
		<input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコーン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コンクリート ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する） <p>三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。</p> <p>認定製品の品名：<input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッショングラン <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <input checked="" type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 <p>（認定製品の品名：間伐材製工事用バリケード・看板・標示板）</p> <input type="checkbox"/> その他（ ）
		<input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> 施工実態調査対象工事	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 期間（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） <input type="checkbox"/> 保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 時期（令和 年 月 日） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 連搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で連搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で連搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） <input type="checkbox"/> 連搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 調査対象工種（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合
令和7年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.3

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件 <input checked="" type="checkbox"/> 情報共有（□電子メール（①を適用） <input checked="" type="checkbox"/> ASP（②を適用）□電子メール又は受注者希望によりASP（①または②を適用） ①電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和6年11月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ②情報共有システムの実施に関する特記仕様書 令和7年4月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和7年7月）） 三重県を四日市港管理組合と読み替える。 ※ただし、1-1-1-43 6.技術者の専任・兼任での1人の主任技術者（監理技術者）が兼任できる工事数は、四日市港管理組合と県発注工事（応急工事等に係るものを除く）において2件以下とする。 <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）編」を適用 <input checked="" type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成26年4月1日を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） <input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和8年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 「建設工事請負契約書第2.6条第5項（单品スライド条項）にかかる特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> ダンブトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） <input type="checkbox"/> （土木）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （土木）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> （港湾）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （港湾）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> 「快適トイレ設置工事」に係る実施要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書「令和2年8月改定版」」を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> 「建設現場における遠隔監場の試行に関する特記仕様書」（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） <input type="checkbox"/> 「建設キャリアアップシステム活用モデル工事 追加特記仕様書」を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） <input type="checkbox"/> 「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> 「ウィークリースタインス実施要領（令和6年4月1日）」の対象工事とする（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「現場環境改善に関する特記仕様書【発注者指定型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> 「現場環境改善に関する特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> その他（ ） 	
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ※これ以外は、一般監督とする。）
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input checked="" type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input checked="" type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 本件工事で技術提案等の不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 四日市港管理組合CALIS電子納品運用マニュアル（令和7年9月改訂）を適用 なお、工事番号の記入は省略する。
地質調査の 電子成果品等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	<input type="checkbox"/> 検定及び登録機関（一般財團法人国土地盤情報センター（ https://ngic.or.jp/ ）） <input type="checkbox"/> 検定料金の計上（ <input type="checkbox"/> A検定 <input type="checkbox"/> B検定） (注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)
産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合
令和7年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設副産物・建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 地元企業 優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 県内企業の使用、地元企業の優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、桑名市、いなべ市、鈴鹿市、東員町に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
県産木材の 利用推進	<input checked="" type="checkbox"/> 県産木材の利用を指定する工種あり	<input checked="" type="checkbox"/> 次の工種においては、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。 (工種： <input checked="" type="checkbox"/> 工事案内看板（標示板） <input type="checkbox"/> 仮設防護柵工 <input type="checkbox"/> 公園施設工（ ） <input type="checkbox"/> 植栽支柱工 <input type="checkbox"/> 木製ガードレール <input type="checkbox"/> バリケード <input type="checkbox"/> 土留工 <input type="checkbox"/> 階段工 <input type="checkbox"/> 残存型枠工 <input type="checkbox"/> 木製デリネーター <input type="checkbox"/> 木柵・丸太柵工 <input type="checkbox"/> 木筋・丸太筋工 <input type="checkbox"/> 転落防止工 <input type="checkbox"/> 水制工 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> マルチング <input type="checkbox"/> 伏工（丸太伏工） <input type="checkbox"/> 護岸工 <input type="checkbox"/> 木橋、木道 <input type="checkbox"/> 木製案内誘導看板等 <input type="checkbox"/> 立入防止柵（仮設工） <input type="checkbox"/> 根固工（木工沈床工） <input type="checkbox"/> 丸太杭工 <input type="checkbox"/> 治山ダム工 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 木製型枠（ <input type="checkbox"/> 場所打擁壁工 <input type="checkbox"/> コンクリート堰堤工 <input type="checkbox"/> 橋台工 <input type="checkbox"/> 橋脚工 <input type="checkbox"/> 張りコンクリート工 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 加压注入による防腐・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示あり。 <input type="checkbox"/> 加压注入による防腐・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 <input type="checkbox"/> 木製ガードレールについては、平成10年1月5日付建設省道環発第29号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。
不当介入を 受けた場合の 措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。 (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
不当要求等を 受けた場合の 措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当要求等を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から発注者にその事実を報告すること。 また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、発注者に躊躇なく相談すること。
工事実態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 工事実態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 四日市港管理組合低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合
令和7年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

明示項目	明示事項	条件及び内容
監理技術者等の兼務	<input type="checkbox"/> 監理技術者等の兼務	<input type="checkbox"/> 建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）、建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）及び建設業法第26条の5（専任特例営業所技術者）の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。
時間外労働の上限規制の適用	<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制の適用	<input type="checkbox"/> 本工事は、労働基準法第139条第1項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
不可抗力による損害	<input type="checkbox"/> 災害応急対策又は災害復旧に関する工事 （建設工事請負契約書の条項第30条第4項ただし書）	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合
令和7年9月

特記仕様書

1. 適用

この特記仕様書は、霞ヶ浦地区航路・泊地浚渫工事に適用する。

2. 工事用基準

基準面：四日市港四管検潮所 YP-0.12m (ODL)

3. 工事仕様

3-1 総則

- 1) 本特記仕様書に定めのない事項については、三重県を四日市港管理組合に読み替え、三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月）及び港湾工事共通仕様書（令和7年3月）の定めによるものとする。なお、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議し実施するものとする。

3-2 浚渫工

- 1) 事前測量は、監督員の指示による範囲において、工事着手前に水深測量を行い、施工計画書を提出し監督員に承諾を得るものとする。また、現場条件が設計内容と整合しない場合は監督員と協議を行うこと。
- 2) 使用する船種は、スパッド式グラブ浚渫船を想定している。使用するグラブ浚渫船は普通地盤用を想定しているが、硬質な地盤などにより浚渫が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) グラブ浚渫船船首には、周辺海域への濁り拡散防止として汚濁防止枠を使用しなければならない。汚濁防止枠に使用するカーテン（汚濁防止膜）については、カーテン丈長4m以上とし、使用に当たっては、監督員の承諾を得なければならない。
- 4) 浚渫作業終了後（夜間等）は、グラブ浚渫船を別添の位置図に示す退避場所に退避するものとする。

3-3 土捨工

- 1) 土砂の運搬に使用する船種は、押船土運船（密閉式）を想定している。
- 2) 揚土に使用する船種は、バージアンローダ船を想定している。
- 3) 土捨場は石原地区埋立地とし、北東側から揚土すること（参考図参照）。
- 4) 揚土するにあたり、別途工事との調整の有無について監督員に確認を行うこと。
別途工事との調整が必要な場合は施工業者間で工程等を調整し揚土することとする。
なお、調整の結果により排土設備等の流用を行う場合は、設計図書の変更を行う。
※別途工事とは、石原地区に揚土する工事を指す。
- 5) 排砂管設置位置について、工事着手前に現場調査等を行い、施工計画書を作成し監督員に報告すること。また、現場条件が設計内容と整合しない場合は監督員と協議を行うこと。
- 6) 揚土工の際には余水吐の維持管理を適切に行うこと。

- 7) 揚土工の際には埋立地土堤に影響を及ぼさないように管理を適切に行うこと。

3-4 その他

- 1) 関係諸機関（海上保安部など）への手続きは速やかに行うこと。
- 2) 浚渫時・揚土時の水質調査は、濁度調査は毎日、SS（浮遊物質）調査は週1日（午前午後各1回）とする。調査箇所については、浚渫箇所4箇所（内1箇所バックグラウンド）、揚土箇所5箇所（内1箇所バックグラウンド）を想定しているが、現場条件等により、設計内容と整合しない場合は、監督員と協議を行うこと。SS調査でバックグラウンド値+10mg/lを超えた場合は、直ちに報告すること。
- 3) 四日市港内航行安全委員会の安全対策指示に従うこと。

3-5 安全対策

- 1) 安全監視船は浚渫箇所に1隻、土運船運航時に1隻、揚土箇所に1隻配置とする。なお、浚渫箇所に配置する安全監視船は国際VHF無線を装備しているものを使用する。
- 2) 海上工事における安全対策については、関係者調整により、監督職員から変更を指示する場合がある。
- 3) 航行安全委員会の結果に基づき、隣接岸壁における船舶入出港時等、必要がある場合は作業船を退避させるものとする。なお、当初は作業船退避を想定していない。このため、入出港船舶による作業船退避に伴う運転時間の補正が必要になった場合は、作業船退避実績に基づき監督職員と協議するものとする。

3-6 出来高管理基準及び規格値

浚渫工の施工にあたっては下記基準によるものとし、それ以外のものについては、三重県公共工事共通仕様書、港湾工事共通仕様書に準じるものとする。

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲
浚渫	水深 (底面) (法面)	音響測深機、レッド又はレベルによる測定	測定間隔 20m以下	10cm	平面図に実測値を記入し提出	+0 -規定無し

3-7 段階確認及び施工状況確認について

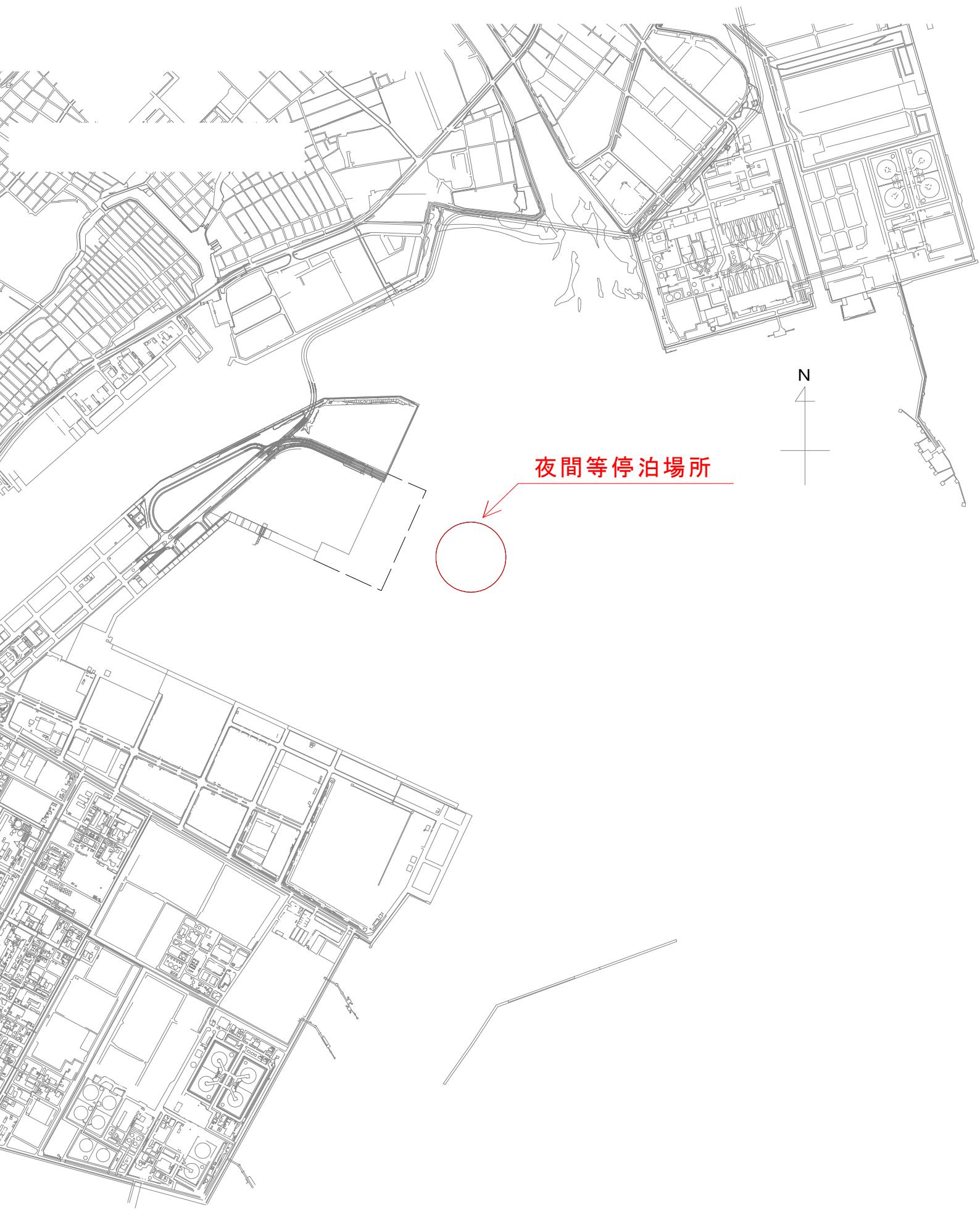
浚渫工の段階確認については下記基準によるものとし、それ以外のものについては、三重県公共工事共通仕様書、港湾工事共通仕様書に準じるものとする。また、三重県公共工事共通仕様書及び港湾工事共通仕様書に記載されていない工種については、監督員と協議を行い段階確認及び施工状況確認の必要性の有無を確認すること。

工種	種別	確認時期	確認項目	確認頻度
浚渫工	グラブ浚渫工	浚渫完了時	水深	1回/1工事

3－8 水路測量について

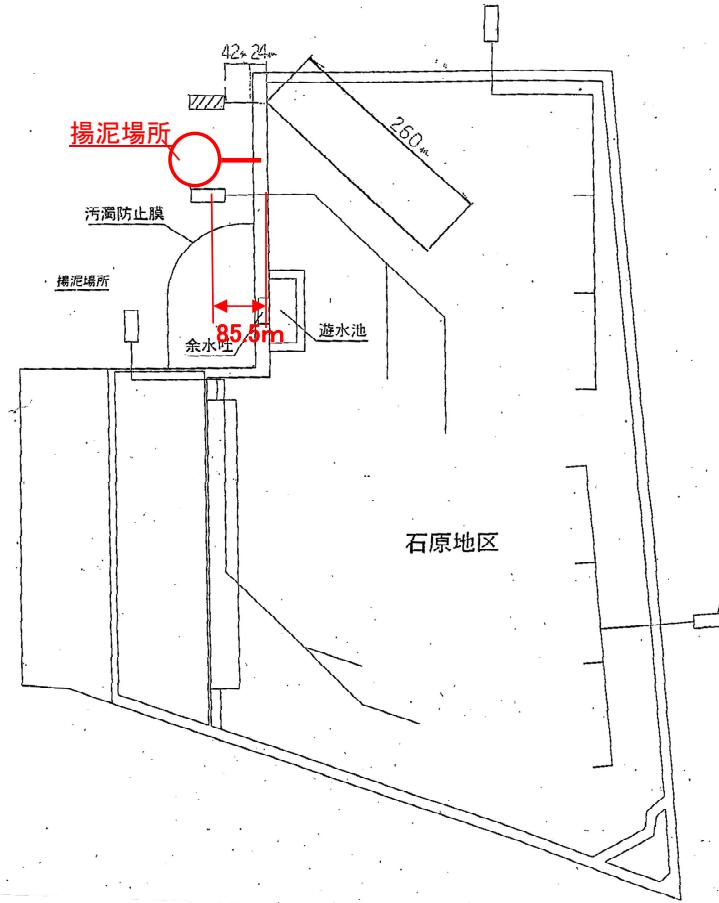
本工事は、海図補正を行うための維持浚渫工事であり、水路測量実施後に速やかに海上保安部用測量成果を3部作成し、監督員へ提出すること。

位置図



揚泥場所位置図（石原地区）

揚泥箇所詳細平面図



揚泥箇所位置図

三重県四日市市三田町地先

